

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税5%のうち1%）から63分の17（消費税8%のうち1.7%）に引き上げられた。これに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充当する。

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

予算科目			内容	決算額
6款 地方消費税 交付金	1項 地方消費税 交付金	1目 地方消費税交付金	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	264,815
計				264,815

歳出

(単位：千円)

予算科目			事業費	財源内訳			地方消費税交 付金(社会保 障財源化分) 充当可能経費
				国県支出金	その他	一般財源	
3款 民生費	1項 社会福祉費	1目 社会福祉総務費	282,656	88,317	151	194,188	194,188
		4目 障害者福祉費	143,387	31,781	8,831	102,775	102,775
		5目 老人福祉費	821,385	78,743	13,488	729,154	729,154
		7目 障害者自立支援費	417,449	300,676		116,773	116,773
	2項 児童福祉費	2目 児童手当費	594,660	508,494		86,166	86,166
		3目 母子福祉費	240,246	56,578	12,610	171,058	171,058
		7目 児童発達支援費	93,253	66,739		26,514	26,514
4款 衛生費	1項 保健衛生費	2目 予防費	4,657	80		4,577	4,577
計			2,597,693	1,131,408	35,080	1,431,205	1,431,205

※ 歳出事業費は扶助費、繰出金に要する経費